平成２８年（フ）第１６４号
福岡県糟屋郡宇美町貴船５丁目22番13号
債務者　今任ひとみ
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２２８号
福岡県大野城市白木原５丁目６番22―801号サンシャイン20
債務者　中島アウラッド
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２４０号
福岡県朝倉郡筑前町下高場1076番地24
債務者　川中　春奈（旧姓上簗）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２６８号
福岡市博多区那珂１丁目５番34―101号
債務者　大森　志保
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４号
長崎県対馬市上県町越高293番地、前住所広島県安芸高田市吉田町山手959番地37
債務者　春田　　恵（旧姓岡鼻）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
大分市大字森町1011番地の１（ラ・プランタンⅡ101）
債務者　江藤　健二
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３４号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋930番地２サニーサイドテラス南高鍋Ⅱ207、前住所宮崎県児湯郡新富町大字上富田2168番地
債務者　比江島美穂（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３７号
宮崎市大島町平原999番地２
債務者　金丸　和代
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４６号
宮崎市大字島之内6937番地　メゾンクレールＢ棟101号
債務者　松尾　順一
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４号
宮崎県日南市今町２丁目６番24号
債務者　岡田　修吉
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第１０号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2568番地１
債務者　濵田　優也
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
鹿児島県出水市上知識町226番地　鹿島団地６棟305号
債務者　瀬戸　悠佳（旧姓宗像）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
沖縄県石垣市新栄町７番地６　宮里ハイツＢ―302
債務者　川滿　和子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第９号
北海道小樽市入船３丁目５番18号　ライフアベニュー302号、前住所北海道小樽市奥沢１丁目23番４号　北村方
債務者　藤田　　了
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第２８号
福井市新田塚２丁目123番８号
債務者　畑　眞紀惠
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５号
福井市照手４丁目15番16号　光陽レジデンス３階　303号
債務者　横井　紀良
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５１号
福井市日之出３丁目９番12号　コーポ日の出202
債務者　牧田　琴美（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

第明治三二十五種郵年三月物三十一日認可